官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○令和七管理年度における特定水産資源（にたりくじら）の採捕の停止に関する件（**農林水産**一四九六）　一
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**三九三）　一
○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九四）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**四）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一四九七）　二
○保安林の指定をする件（**同**一四九八～一五〇五）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九二八、九三〇～九三二）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九二九、九三三）　五
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（**同**九三四）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇六）　七
○浄化槽の型式を認定した件（**同**二〇七、二〇八）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一四、一一五）　八
〔国会事項〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔人事異動〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　八
〔皇室事項〕
内閣　復興庁　最高裁判所　東京都　岐阜県　仙台市　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労　働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示一）　九
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配三）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一一二）　九
除籍が滅失した件（同一一三）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、犯罪被害財産支給手続終了決定、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇
会社その他　一〇

法規的告示

○農林水産省告示第千四百九十六号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙2―36に規定するにたりくじら母船式捕鯨業におけるにたりくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○外務省告示第三百九十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十月六日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月二十四日
発行年月日　平成二十八年八月十七日
旅券番号　TR六五三六八二三

○外務省告示第三百九十四号

令和七年九月八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

令和七年十月六日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億千七百万円
3　署名者
日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

**○財務省
経済産業省
農林水産省告示第四号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月六日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

⑴　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：熊谷支店 郵便番号：360―0042 所在地：埼玉県熊谷市本町２―95 電話番号：048―525―3751	営業所又は事務所の名称：熊谷支店 郵便番号：360―0024 所在地：埼玉県熊谷市問屋町２－４－１ 電話番号：048―525―3751

⑵　変更年月日

令和７年10月６日

⑶　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第千四百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 するめいか沖合底びき網漁業／6,500 （略）／（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 するめいか沖合底びき網漁業／5,200 （略）／（略） 第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山平沢字竹森入一一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹森入一一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市大和町初鹿野字東大志戸四八一七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東大志戸四八一七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県大月市賑岡町奥山字金場一三八八・一三九三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六六、一三六六の二、一三七一、一三七二、一三八六、一三八七、一三八九の一、一三九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金場一三八七・一三八八・一三九三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県大月市賑岡町奥山字宮沢八四〇から八四四まで、八四二の乙、八四三の乙、八四六、八七八の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮沢八四〇・八四二の乙・八四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県大月市賑岡町奥山字中村二五〇の二、二五一の一、二五二の二、四八〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村四八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県中央市関原字アヤクサ二四三〇、二四三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アヤクサ二四三〇・二四三一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神社横の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道北斗市村山

一〇番地先道路敷　一号

一番一　二号から五号まで及び九号

一番一地先道路敷　十号

北海道北斗市市渡

二三九番　六号から八号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オイクショマナイ沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道稚内市大字宗谷村の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	45°26′51.8296″	141°52′28.2348″
2	45°26′49.9920″	141°52′27.3345″
3	45°26′50.6032″	141°52′24.8287″
4	45°26′55.4412″	141°52′22.9456″
5	45°26′55.4945″	141°52′19.2334″
6	45°26′56.3615″	141°52′18.0641″
7	45°26′56.0239″	141°52′17.6958″
8	45°26′56.2610″	141°52′17.2519″
9	45°26′56.9327″	141°52′18.1595″
10	45°26′56.0148″	141°52′19.9091″
11	45°26′56.0431″	141°52′22.2254″
12	45°26′57.1160″	141°52′25.3079″

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ポンイクシナベツ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道斜里郡斜里町字越川及び字富士の区域内の土地のうち、次の一点から四十二点までを順次結んだ線及び一点と四十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43°50′01.4698″	144°47′48.5327″
2	43°50′05.7169″	144°47′44.7741″
3	43°50′06.0488″	144°47′45.5431″
4	43°50′02.9142″	144°47′48.3855″
5	43°49′58.7820″	144°47′55.8667″
6	43°49′57.7865″	144°48′01.9794″
7	43°49′56.3491″	144°48′04.8780″
8	43°49′53.4550″	144°48′02.0871″
9	43°49′50.2697″	144°48′02.9844″
10	43°49′50.2703″	144°48′09.0994″
11	43°49′49.1198″	144°48′13.5724″
12	43°49′48.0299″	144°48′16.4871″
13	43°49′45.9574″	144°48′18.5960″
14	43°49′46.9582″	144°48′21.6036″
15	43°49′45.1342″	144°48′23.9169″
16	43°49′43.7478″	144°48′25.0827″
17	43°49′41.7018″	144°48′25.6904″
18	43°49′46.1632″	144°48′30.8100″
19	43°49′48.1840″	144°48′35.0994″
20	43°49′44.7098″	144°48′37.7774″
21	43°49′44.0106″	144°48′39.7467″
22	43°49′41.1335″	144°48′45.0442″
23	43°49′39.2110″	144°48′43.5571″
24	43°49′42.0704″	144°48′37.3566″
25	43°49′43.6139″	144°48′33.9976″
26	43°49′40.5388″	144°48′32.5690″
27	43°49′39.5534″	144°48′29.2356″
28	43°49′39.4253″	144°48′24.5755″
29	43°49′41.6196″	144°48′23.0073″
30	43°49′40.7958″	144°48′18.3964″
31	43°49′40.5068″	144°48′15.5265″
32	43°49′43.3307″	144°48′14.4935″
33	43°49′45.9407″	144°48′09.2656″
34	43°49′48.2041″	144°48′06.5694″
35	43°49′47.0906″	144°48′04.5008″
36	43°49′47.8411″	144°48′00.5023″
37	43°49′48.4882″	144°47′58.1864″
38	43°49′50.7559″	144°47′56.3134″
39	43°49′52.4531″	144°47′57.2778″
40	43°49′53.6453″	144°47′55.7623″
41	43°49′56.4950″	144°47′51.4777″
42	43°49′58.7660″	144°47′49.0475″

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芽室川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道上川郡清水町字羽帯南十三線の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を令和四年国土交通省告示第六百三十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線及び令和五年国土交通省告示第二十九号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	42°55′10.0409″	142°51′10.8838″
2	42°55′11.0037″	142°51′10.9937″
3	42°55′15.3720″	142°51′06.9479″
4	42°55′15.5974″	142°51′06.1387″
5	42°55′15.3563″	142°51′03.3666″

6	42° 55′ 16.5544″	142° 51′ 02.6412″
7	42° 55′ 16.7360″	142° 51′ 02.0629″
8	42° 55′ 17.1531″	142° 51′ 03.3290″
9	42° 55′ 16.7209″	142° 51′ 03.1566″
10	42° 55′ 15.9050″	142° 51′ 03.9187″
11	42° 55′ 15.7237″	142° 51′ 04.9200″
12	42° 55′ 15.9312″	142° 51′ 06.7667″
13	42° 55′ 14.0643″	142° 51′ 08.6369″
14	42° 55′ 11.9333″	142° 51′ 10.5418″
15	42° 55′ 11.4582″	142° 51′ 11.5171″
16	42° 55′ 11.4304″	142° 51′ 12.3886″
17	42° 55′ 11.8421″	142° 51′ 17.0490″
18	42° 55′ 11.9481″	142° 51′ 20.6704″
19	42° 55′ 11.6083″	142° 51′ 23.9591″
20	42° 55′ 11.9595″	142° 51′ 27.2990″
21	42° 55′ 11.9734″	142° 51′ 30.0698″
22	42° 55′ 10.4221″	142° 51′ 30.2824″

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北明学校沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道河西郡芽室町北明西七線

一八番七　一号及び七号

一九番一　二号から四号まで

一七番九　五号及び六号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九号川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道上川郡新得町字新得西十線及び字新得西十一線の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を令和二年国土交通省告示第八百十一号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 04′ 19.6932″	142° 45′ 47.1913″
2	43° 04′ 18.9379″	142° 45′ 43.6521″
3	43° 04′ 21.5498″	142° 45′ 44.7393″

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

団地一の沢川及び団地二の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道足寄郡足寄町下愛冠の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 15′ 43.9344″	143° 32′ 47.3638″
2	43° 15′ 45.7936″	143° 32′ 48.6992″
3	43° 15′ 46.0368″	143° 32′ 50.8823″
4	43° 15′ 44.8672″	143° 32′ 54.9871″
5	43° 15′ 44.4699″	143° 32′ 55.1788″
6	43° 15′ 43.5875″	143° 32′ 50.9824″
7	43° 15′ 41.6682″	143° 32′ 52.9236″
8	43° 15′ 41.3955″	143° 32′ 59.4709″
9	43° 15′ 40.8995″	143° 32′ 59.7103″
10	43° 15′ 40.7277″	143° 32′ 52.8133″
11	43° 15′ 42.6357″	143° 32′ 45.7052″
12	43° 15′ 45.5301″	143° 32′ 44.2796″
13	43° 15′ 45.7613″	143° 32′ 44.1190″
14	43° 15′ 46.1411″	143° 32′ 45.2542″
15	43° 15′ 43.7409″	143° 32′ 46.3670″

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イシズカ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道十勝郡浦幌町字上厚内及び字厚内の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	42° 50′ 00.1662″	143° 43′ 45.0118″
2	42° 49′ 59.2315″	143° 43′ 42.3788″
3	42° 50′ 00.8760″	143° 43′ 38.7593″
4	42° 50′ 06.4441″	143° 43′ 34.3544″
5	42° 50′ 04.4290″	143° 43′ 28.7183″
6	42° 50′ 07.3254″	143° 43′ 21.4343″
7	42° 50′ 07.7734″	143° 43′ 21.2982″
8	42° 50′ 09.6449″	143° 43′ 23.2581″
9	42° 50′ 11.1360″	143° 43′ 22.8000″
10	42° 50′ 11.1915″	143° 43′ 23.3452″
11	42° 50′ 09.1700″	143° 43′ 23.8526″
12	42° 50′ 07.6034″	143° 43′ 25.2784″
13	42° 50′ 08.4592″	143° 43′ 27.0301″
14	42° 50′ 09.3001″	143° 43′ 27.9099″
15	42° 50′ 11.2040″	143° 43′ 32.1083″
16	42° 50′ 11.0291″	143° 43′ 34.6518″
17	42° 50′ 10.1420″	143° 43′ 36.7587″
18	42° 50′ 08.3276″	143° 43′ 39.9923″
19	42° 50′ 06.2078″	143° 43′ 41.6431″
20	42° 50′ 04.1887″	143° 43′ 45.2052″

○国土交通省告示第九百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

幾品川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十年建設省告示第千六百九十一号で指定した幾品川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

流西川

二　砂防法第二条の土地の表示

香川県小豆郡小豆島町福田の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 32′ 44.0607″	134° 20′ 13.5333″
2	34° 32′ 43.2395″	134° 20′ 12.6905″
3	34° 32′ 43.2926″	134° 20′ 12.3833″
4	34° 32′ 42.2934″	134° 20′ 11.2113″
5	34° 32′ 41.6864″	134° 20′ 09.9563″
6	34° 32′ 41.9720″	134° 20′ 09.7417″
7	34° 32′ 43.9734″	134° 20′ 12.0625″
8	34° 32′ 45.2922″	134° 20′ 12.6731″
9	34° 32′ 45.5427″	134° 20′ 12.0579″
10	34° 32′ 46.0106″	134° 20′ 11.9088″
11	34° 32′ 47.4816″	134° 20′ 12.4628″
12	34° 32′ 47.9532″	134° 20′ 12.9670″
13	34° 32′ 46.3364″	134° 20′ 15.1023″
14	34° 32′ 45.7022″	134° 20′ 15.0878″
15	34° 32′ 44.2843″	134° 20′ 14.1536″

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
城ノ平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長崎県西彼杵郡時津町日並郷の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を令和六年国土交通省告示第四十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 50′ 53.6850″	129° 49′ 22.3805″
2	32° 50′ 53.1323″	129° 49′ 21.3895″
3	32° 50′ 53.2072″	129° 49′ 20.2112″
4	32° 50′ 54.9640″	129° 49′ 19.0157″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥屋平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地（昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
長崎県雲仙市千々石町庚
字一ツ辻　三九七四番四
字千々石岳　四五六四番三四
ロ　長崎県雲仙市千々石町庚の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 45′ 33.0917″	130° 15′ 03.2705″
2	32° 45′ 32.6834″	130° 15′ 02.9584″
3	32° 45′ 32.5012″	130° 15′ 02.5541″

○国土交通省告示第九百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中間川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号二十二に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県熊毛郡屋久島町中間
字上町　六九四番一　一号及び二号
六一四番一六　三号
地先河川敷
字高田　六一四番一六　四号
六一四番六　五号から七号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中之川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を林道栗生線道路敷の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を林道栗生線道路敷の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生
字南満丸　二〇九五番　一号
二〇九六番　二号から四号まで
二〇四七番三　八号
地先道路敷
二〇八三番　九号及び十号
二〇四五番三　十一号
二〇四五番三　十二号
地先道路敷
二〇五六番一　十三号
地先道路敷
二〇五六番一　十四号
二〇八九番　十五号
二〇三八番　十六号
国有林三本松三五―お小林班　五号
字北満丸　二一〇一番一　六号
二一〇四番　七号
地先道路敷
字南吉元　一七三五番　十七号

○国土交通省告示第九百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中之川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十年建設省告示第七十八号で指定した同号十四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、DNV ASから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

DNV ASから登録事項の変更の届出があった件

一　上海事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Hong Qiao State Guest Hotel Shanghai 200336, People's Republic of China
変更後	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Changning District, Shanghai 200336, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

二　香港事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.3 Lockhart Road, 21st Floor, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
変更後	21st Floor, No.3 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

三　舟山事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.619 Dingshen Road, Building B Harbour International Building, Room 2104, Lincheng New District, 316000, Zhoushan, People's Republic of China
変更後	Room 2104, Building B Harbour International Building, No.619 Dingshen Road, Lincheng New District, Zhoushan 316000, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

四　広州事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.138, Tiyu Dong Road, Goldlion Digital Network Building, Room 2804-2808, 510620, Guangzhou, People's Republic of China
変更後	Room 2804-2808, Goldlion Digital Network Building, No.138 Tiyu Dong Road, Tianhe District, Guangzhou 510620, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

五　高雄事務所の所在地の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Chenggong 2nd Road, 6F-3, No.25, Cianjhen District, 806, Kaohsiung City, Taiwan
変更後	6F-3, No.25, Chenggong 2nd Road, Cianjhen District, Kaohsiung City 806, Taiwan

㈡　変更年月日　令和七年九月十日

六　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
天津事務所	B-D-E, 11／F, Building B, Ping An Mansion, No.59 Machang Road, Hexi District, Tianjin 300203, People's Republic of China
パース事務所	Level 7, 182 St Georges Terrace, Perth WA 6000, Australia
シドニー事務所	Level 7, 124 Walker Street, North Sydney NSW 2060, Australia

㈡　変更年月日　令和七年九月十日

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　八潮市大字八條字白鳥八四八番から同市大字八條字入谷七四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月六日

○関東地方整備局告示第二百七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年九月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　株式会社西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業株式会社　那須工場 福岡県飯塚市嶋分1471－７　フジクリーン工業株式会社　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
3－25－H－002	ネオ浄化そう　NRC－51A～400A型
〃　－1	〃　NRC－51B～800B型

○関東地方整備局告示第二百八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第１項の規定に基づき、令和七年九月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

建築基準法第68条の25第１項の規定に適合：凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　株式会社西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業株式会社　那須工場 福岡県飯塚市嶋分1471－７　フジクリーン工業株式会社　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
3－25－H－003	ネオ浄化そう　NAC－51A～4000A型
〃　－1	〃　NAC－51B～4000B型
〃　－2	〃　NAC－51C～4000C型
〃　－3	〃　NAC－51D～4000D型
〃　－4	〃　NAC－51E～4000E型
〃　－5	〃　NAC－51F～4000F型
〃　－6	〃　NAC－51G～4000G型
〃　－7	〃　NAC－51H～4000H型
〃　－8	〃　NAC－51I～4000I型

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市多久字長田八一九番二地内	前	八〇・七五～八二・一六	〇・〇〇七キロメートル
	後	八二・一六～八三・三九	〇・〇〇七メートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び福岡県道路公社

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百九十七号　糸島市多久字長田八一九番八から同市多久字長田八一九番二まで　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び福岡県道路公社

供用開始の期日　令和七年十月六日

国会事項

参議院

報告書受領

九月二十六日内閣から、国家公務員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国際機関等に対する拠出等の状況について」の報告を受領した。

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理
　国務大臣　　浅尾慶一郎
　農林水産大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月一日）
○国土交通大臣臨時代理
　国務大臣　　坂井　学
　国土交通大臣中野洋昌海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　古橋　季良
復興事務官（統括官付審議官）に昇任させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　猪鼻　信雄
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（統括官付審議官）復興事務官　瀧澤　謙
国土交通省に出向させる（以上十月一日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　　國井　陽平
新潟地方裁判所判事に補する
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
新潟簡易裁判所判事に補する（九月二十七日）
○定年退官
　簡易裁判所判事五十嵐満は九月二十八日限り定年退官

東京都

辞職　　新　　旧（消防総監）　　吉田　義実
消防総監　　職員等　　市川　博三（七月十五日）
（七月十六日）
○議長選挙
　増子ひろき議長は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選挙された。
　議長　　増子　博樹
○副議長選挙
　谷村孝彦副議長は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選挙された。
　副議長　　菅野　弘一
○監査委員選任
　龍円あいり委員及び小磯善彦委員は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選任された。
　監査委員（議会選出）　　保坂まさひろ
　同（同）　　中村ひろし

岐阜県

辞職　　新　　旧（労働委員会委員）　　大宮　満
（八月十六日）
○人事委員会委員再任
　嵩さやか委員は、八月十三日再任された。
○議長選挙
　橋本啓一議長は、九月五日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　　野田　譲
○副議長選挙
　鈴木広康副議長は、九月五日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　　加藤けんいち

仙台市

叙位・叙勲

○叙位

（岐阜大学名誉教授）　　黒木登志夫
正四位に叙する
（長野工業高等専門学校名誉教授）　　渡利　友雄
従四位に叙する
　寒川　光明　　黒須　幹男
　伊達　亮詞　　南　馨
従五位に叙する（各通）
　岡本　俊二　　古賀　忠臣　　清水　信行
　須田　叔男　　相馬　將末　　櫨川　勳
正六位に叙する（各通）
　倉元愼一郎　　佐藤　正三　　宍戸　昌義
　田村　昭　　冨田　稔　　中井　昭治
　森原　辰治　　吉原　稔
従六位に叙する（各通）
（埼玉県警部）　　佐藤　忠　　飯田　誠
　鷹啄　茂　　柴尾　則夫　　横山　和男
正七位に叙する（各通）
　鳥井　昭彦
従七位に叙する（各通）（以上八月二十八日）
（大阪大学名誉教授）　　櫨木　忍
正四位に叙する
　駒澤　勳
従四位に叙する
　松重　寛
従五位に叙する（各通）
　新野　哲朗　　原田　正己
　毛利　正人　　屋宜　宣貞
正六位に叙する（各通）
　佐藤　仁志　　下村　均
　高井　健一　　森　藤八郎
　石原　一郎　　小清水達雄
　温井　久　　村中　正道
従六位に叙する（各通）
　杉山　聡　　西　榮
従七位に叙する（各通）（以上八月二十九日）
　今村　宏
従四位に叙する
　近藤　忠助
正五位に叙する
　市川　精香　　小池　平造
従五位に叙する（各通）
　川下　鶴夫　　鈴木　義雄
　細川　秋夫　　柚木　幹夫
正六位に叙する（各通）
　阿部　次郎
（小矢部市公立学校長）　　綾木　操
　橘井　惠三　　鈴木　弘昌　　岡　龍哉
　名城　繁松　　西川　滿　　田中　最
　山田　宏　　松本　久生
従六位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上八月三十日）
　小屋　豊
従四位に叙する
　小山　國雄
正五位に叙する
　山中　豊
　嶋岡　一藏
　松本　榮一　　古木　久夫
　室岡　敏昭
従五位に叙する（各通）
　井戸沼百智　　今井喜一郎　　小野　茂實
　齋藤岩一郎　　清水　新吉　　田澤　文雄
正六位に叙する（各通）
　阿部　秀信　　石崎　傳　　上　哲郎
　野村福次郎　　藤木　美義
　小泉　勝司　　竹田　博栄
　宮澤　博文　　柳野　純夫
従六位に叙する（各通）
（警視正）　　伊藤　文博
正七位に叙する（各通）　　大河内弘樹
　江島　武　　椎谷　孝一
従七位に叙する（各通）（以上八月三十一日）
　上遠野　津　　前田　道裕
従五位に叙する（各通）
　柏崎　兼治　　北川　保晴
従六位に叙する（各通）
　久徳　行雄　　永海　繁
正七位に叙する（各通）（以上九月一日）
　大渡　敏雄
従六位に叙する
　西山　典利
正七位に叙する（以上九月二日）
　鈴木　隆
正五位に叙する
　久保田尚弘
正六位に叙する
　織田　繁美　　三浦　秀光
従六位に叙する（各通）
　青山　哲也　　小原　孝広
正七位に叙する（各通）（以上九月三日）
　瀧本　貞雄
正七位に叙する（九月四日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十八日）
（君津市議会議員）　池田　久雄
奈良輪政五　浦藤　彦
平野　稔和
佐久間武雄

旭日単光章を授ける（八月三十日）
柳野　純夫

旭日双光章を授ける
下田　嘉丈
南条　和治

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
前田　道裕

旭日中綬章を授ける（九月一日）
倉元愼一郎
黒須　幹男
柴尾　則夫
相馬　將末
南　馨
茂木　晃一
森原　辰治
吉原　稔

瑞宝双光章を授ける（各通）
（埼玉県警察部）
飯田　誠
冨田　稔

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十八日）
新野　哲朗

瑞宝小綬章を授ける
石原　一郎
佐藤　保久
高井　健一
毛利　正人

瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　龍平

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十九日）
近藤　忠助

瑞宝小綬章を授ける
（小矢部市公立学校長）　岡　龍哉
橘井　惠三
鈴木　弘昌
鈴木　義雄
細川　秋夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
小屋　豊
名城　繁松
松本　久生

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
井戸沼百智
小泉　勝司
田澤　文雄
田村　榮司
古木　久夫
室岡　敏昭
山中　豊

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視正）　伊藤　文博
大河内弘樹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
合戸　滋
吉田　富雄
柏崎　兼治
北川　保晴

瑞宝双光章を授ける（各通）
久徳　行雄

瑞宝単光章を授ける（以上九月一日）
西山　典利

瑞宝双光章を授ける（九月二日）
久保田尚弘
小原　孝広

瑞宝双光章を授ける（各通）
青山　哲也

瑞宝単光章を授ける（以上九月三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドイツの統一記念日につき、十月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、大韓民国の建国記念日につき、十月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　八代市日奈久塩北町字八ツ尾三〇六四番二から同市日奈久塩北町字野添三〇〇九番六まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

備考

公告

諸事項

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年10月６日

福島労働局長　岡田　直樹

第４号中「１時間955円」を「１時間1,033円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結			
		破産債権の届出期間及び一般調査期日	
			書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和七年十月六日
東京都港区高輪三丁目一〇番二号グラスプラス高輪
（甲）ラテール合同会社
代表社員　佐々木健行
東京都練馬区光が丘三丁目九番二―一一〇三号
（乙）アイポワール合同会社
代表社員　佐々木健行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十八日
掲載頁　一五五頁（号外第二〇九号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十月六日
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北一〇三〇番地の一
（甲）株式会社柿原工務店
代表取締役　柿原　幹男
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北一〇三〇番地の一
（乙）有限会社柿原材木店
代表取締役　柿原　豊人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月二十七日であり、組織変更後の商号は本庄デパートメント株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
埼玉県本庄市銀座二丁目二番一号
合同会社本庄デパートメント
代表社員　早川　純

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
千葉県柏市中央一丁目四番一七号
合同会社アルコ建設
代表社員　小田部光子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
千葉県浦安市弁天一丁目二二―三五
エステュアリーコンサルティング合同会社
代表社員　川口　太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階
アライドビジネスクラウド合同会社
代表社員　釼吉　譲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｆｒｅｅ　ｗａｙとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
合同会社Ｆｒｅｅ　ｗａｙ
代表社員　大前　拓海

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十月六日
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
合同会社Ｂａｃｋｃｒａｆｔ
代表社員　渡邊　祐也

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月六日

東京都西東京市田無町三丁目九番七号田無第一不二ホームズ二〇八

KEI　GROUP合同会社

代表社員　奥秋　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十一日であり、組織変更後の商号はＳｙｎｋ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月六日

神奈川県鎌倉市笹目町四番三号

Ｓｙｎｋ合同会社

代表社員　菅原　沙耶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月六日

富山県富山市横内六八一番地

合同会社ＡＣＥ

代表社員　長谷　将嵩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月六日

鹿児島市宇宿四丁目五番五号

合同会社Ｓｍａｒｔ

代表社員　前田七奈衣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　二〇五頁（号外第二一五号）

令和七年十月六日

秋田県北秋田市綴子字往還下八番地一

株式会社たかのすファーム

代表取締役　武藤　信哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月六日

東京都世田谷区桜新町一丁目三四番六号

ロイヤルマイナーホテルズ株式会社

代表取締役　本山　浩平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億七千一万七千三百六十円減少することに致しました。また、当社が発行している新株予約権が令和七年九月十六日から令和七年十一月九日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を金三千万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　二頁

令和七年十月六日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル

株式会社Ｐｒｅｆｅｒｒｅｄ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ

代表取締役　西川　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百五十五万八千円減少し五百三十八万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://makip.co.jp/announce.html

令和七年十月六日

東京都新宿区矢来町一二六ＮＩＴＴＯビル一階

株式会社メイキップ

代表取締役　柄本　真吾

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月四日を効力発生日とする株式会社リトル・サイエンティストとの株式交換（以下、「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月六日

愛知県一宮市北今字葭山五六七番地一

有限会社野村総合粧剤研究所

取締役　野村　恭稔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ites.co.jp/company.html

令和七年十月六日

滋賀県大津市栗林町一番六〇号

株式会社アイテス

代表取締役　五十嵐靖行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月六日

広島県廿日市市津田三八番地の一

佐伯プロパン株式会社

代表取締役　射原　洋樹

令和七年十月六日

東京都千代田区麹町三丁目五番地五サンデンビル三階

株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　キム・ハンサン

取消公告

令和七年九月二十六日（号外第二一五号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみを取消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一			（原稿誤り）	令和七年七月十四日（号外第百六十一号）公布経済産業省令第五十五号（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令）
一一			給約等、届出託送供給約	給約等、届出託送供給約
一三			給約等、届出託送供給約	給約等又は届出託送供給約